

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (加註印) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
ブルキナファソ	カヤ初等教員養成校建設計画のための贈与に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の交換公文	カヤ初等教員養成校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,671,000千円 H30.10.31まで	H26.8.21 ワガドゥグラデー (同日)	日本側 二石昌人在ブルキナファソ大使館 ブルキナファソ側 イベネ・シオリル・バソレ外務・城内協力大臣	H26.9.2 299号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限について定めないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。